



遺言信託

SBI SBI新生銀行 グループ **新生信託銀行**

併營業務代理店: SBI新生銀行

想いを伝えるお手伝い

お客さまが生涯をかけて築き上げた大切な財産。

そして、先代から受け継ぎ、守り、育ててこられた財産。

それらは、やがて「相続」というかたちで、

次の世代へと受け継がれていきます。

この財産は、お客さまの努力と愛情の結晶であり、

次世代にとっても、かけがえのない価値を持つものです。

相続手続きは、誰もが円満に進めたいと願うものですが、

財産の内容や相続人の想いによっては、

想像以上の時間と労力を要することも少なくありません。

新生信託銀行は、お客さまの大切な想いを尊重し、

将来の相続が円滑に進むよう、

心を込めてお手伝いさせていただきます。

「安心」と「納得」の相続のために、今できる準備を、

私たちと一緒に始めませんか。





自分らしい生き方を

叶えるお手伝い

遺言を作成することは、将来への不安を和らげ、

今という時間をより豊かに生きるための

大切な一歩です。

自分らしい生き方を最後まで貫くために、

そして大切な人たちへ想いをしっかりと託すために。

新生信託銀行は、スムーズな相続手続きを通じて、

あなたの「想い」をかたちにするお手伝いをいたします。

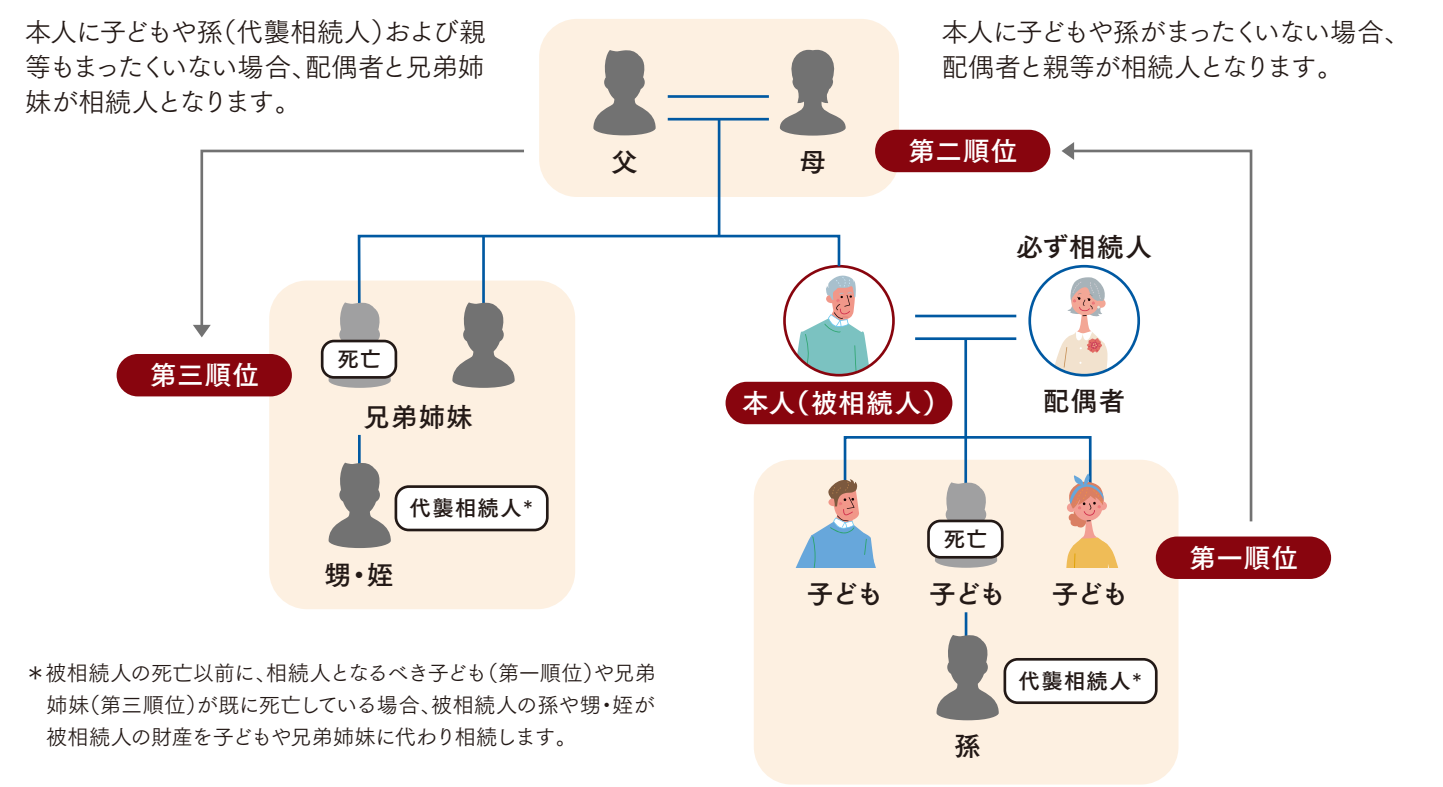


- 本商品は新生信託銀行の商品であり、SBI新生銀行は新生信託銀行の併營業務代理店として取り扱いをしております。
- 本商品につきましては、新生信託銀行の併營業務代理店として契約締結の媒介をいたします。ご契約に際しては、お客さまと新生信託銀行が契約当事者となります。

|| ご存知ですか?・・・法定相続人と遺留分

法定相続人とは

民法が定める「亡くなった方の財産を承継できる一定範囲内の人」を法定相続人といいます。配偶者が常に相続人となりますが、被相続人の子ども、親、兄弟姉妹には「相続の順位」があります。上位の人から相続人となり、上位者がいれば下位者は相続人になれません。



「法定相続分」と「遺留分」とは？

法定相続分	遺言がなく、相続人の遺産分割協議がまとまらなかった場合に基準となる取り分を法定相続分といいます。
遺留分	民法において相続人(兄弟姉妹を除く)は、相続財産の一定割合を相続することを保障された取り分があり、これを遺留分といいます。遺言等により財産がある相続人以外に遺贈され、その相続人の取り分が侵害された場合、その相続人は遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます(遺留分侵害額請求)。

【法定相続人別の法定相続分と遺留分】

	配偶者あり		配偶者なし	
	法定相続分	遺留分	法定相続分	遺留分
子どもあり	配偶者: 1/2 子ども: 1/2*	配偶者: 1/4 子ども: 1/4*	子どもがすべて相続*	子ども: 1/2*
子どもなし 親は健在	配偶者: 2/3 親: 1/3*	配偶者: 1/3 親: 1/6*	親がすべて相続*	親: 1/3*
子どもなし 親は死亡	配偶者: 3/4 兄弟姉妹: 1/4*	配偶者: 1/2 兄弟姉妹: 遺留分なし	兄弟姉妹がすべて相続*	兄弟姉妹: 遺留分なし

*相続人が複数いる場合は、法定相続分・遺留分を相続人の数で等分します。

遺産の分割方法と相続手続き

遺産分割とは、亡くなられた方の財産を相続人で分けることを言います。相続人が1人であれば遺産分割は不要です。相続人が複数いるときの遺産分割は、遺言書がある場合にはその内容に沿って分割します。遺言書がない場合は、誰にどれだけ遺産分割するのか話し合い（遺産分割協議）をします。

相続人全員の話し合いにより遺産分割手続きを行う場合の相続手続きの流れ



遺言等の対策がない場合、「相続人や財産が分からない」「想いが明確化されていない」「手続き者を決めていない」ことから相続手続きがスムーズに進まないことがあります。

遺言書がなかった場合のご相続人さまの声



財産は均等に相続したが、自分ばかりが手続きをして不満を感じたが言えなかった。

どこに通帳があるかわからず、財産を調べるのが大変だった。

遺言信託執行コースを申し込まれたお客さまの声



親の相続手続きでは多くの困難を経験しました。そのことをきっかけに、妻や子どもたちの将来の相続に対する不安を抱くようになりましたが、遺言書を作成したことで、安心感を得ることができました。

遺言信託執行コースで遺産を受け取られたご相続人さまの声



自宅を兄に相続させるという内容の遺言でしたが、付言事項にその理由が記されていたことで、親族間の感情的な行き違いを防ぐことができました。

仕事の合間に相続手続きを進めるのは難しいと感じていましたが、私たちに代わって丁寧に対応していただき、大変助かりました。

|| このような方に遺言信託執行コースをおすすめします。



ご本人さま

- ご自身の意思を引き継ぎたい
- 遺される家族のことが心配
- 税負担も考慮した承継を考えたい



ご相続人さま

- 相続手続きが大変そうだ
- どの金融機関と取り引きがあるかわからない
- 納税資金が心配

相続手続きの負担を軽減してあげたい



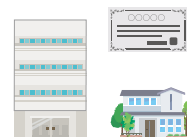
遺産の分け方を決めておきたい



子や孫がない



財産が特定なものにかたよっている



孫や長男の配偶者など、相続人以外に遺したい



社会貢献のために遺贈をしたい



遺言書の作成時期を検討している「今」がベストタイミング



遺言は書いた方が良いとは思うけれど、財産の状況も変わるし、まだ早いかな。

遺言は何度でも書き直せます。突然の事故などに備え、ご準備しておいてはいかがでしょうか。



作成後も、遺言の変更や撤回は可能です。まずは想いをかたちに

遺言者は、いつでも内容の変更や遺言の撤回を行うことができます。複数の遺言書が存在する場合、原則として最新の日付が記載された遺言書が優先されます(民法第1023条)。



相続のことはまだ先だと思うので、10年後から遺言の準備を始めようかな。

遺言はいつでも作成できます。ただし、判断能力によっては、有効な遺言と認められないケースがあります。



突然かもしれない「いつか」に備える

個人差はありますが、加齢に伴って判断力や気力、体力が徐々に低下していく傾向があります。そのため、判断能力が十分でない状態で作成された遺言は、無効と判断される可能性があります。

遺言の方式とそれぞれの特徴

	公正証書遺言	自筆証書遺言 保管制度*1利用あり	自筆証書遺言 保管制度*1利用なし
作成時	遺言者が公証役場に出向く (公証人*2の出張制度あり)	作成後、遺言者が法務局に持参 (形式等を惰認)	どこにも出向く必要なし
作成方法	公証役場で遺言内容を 口授、公証人が作成。 (署名・捺印要)	全文を自書 (署名・捺印要) 財産目録を添付可能*3	全文を自書 (署名・捺印要) 財産目録を添付可能*3
保管場所	公証役場(原本) 遺言者等(正本・謄本)	法務局	遺言者 他
証人	2名以上必要*4	不要	不要
手数料	必要	必要	不要
検認	不要	不要	必要
長所	■公証人が作成するため、手続き上無効になるおそれがない。 ■偽造・変造・紛失・隠とくの危険性がない。 ■家庭裁判所の「検認」が不要。	■自分一人で作れるので費用が抑えられる。 ■作成替えが容易。	
短所	■立会い証人が2名以上必要。 ■公正証書作成費用がかかる。	■内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起こるおそれがある。 ■偽造、変造、紛失、隠とくのおそれがある(保管制度を利用しない場合)。 ■遺言が無効になるおそれがある。	

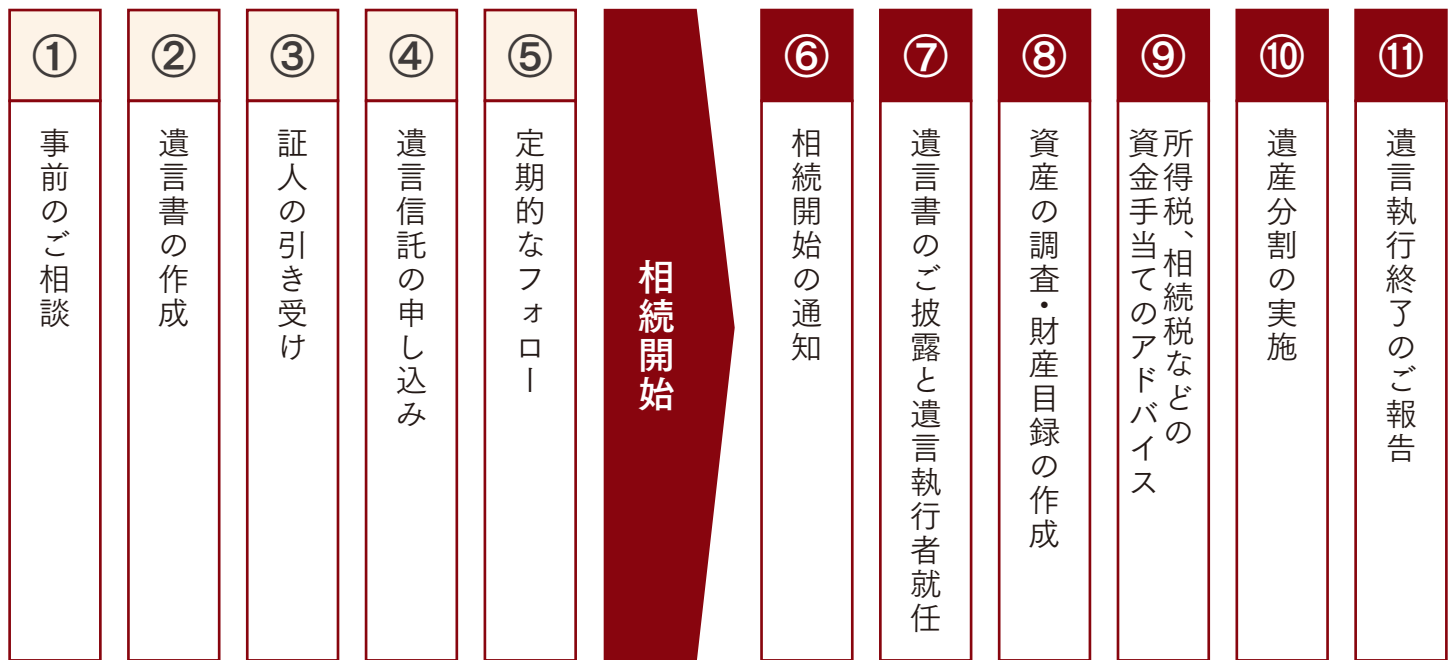
*1 「法務局による自筆証書遺言書の保管制度」を利用する場合は法務局が形式上不備のないことを確認した遺言書を保管することとなり、遺言書の検認が不要とされます(保管制度の利用には費用が発生します)。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため、留意が必要です。

*2 公証人は、国から任命された法律の専門家です。

*3 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名・捺印が必要です。

*4 公正証書遺言では、推定相続人・受遺者などは証人になることができません。

遺言信託(執行コース)のお申し込みの手順



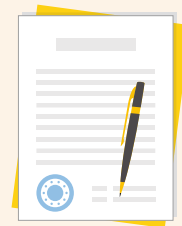
①遺言書の原案の書面化



併營業務代理店 SBI新生銀行

SBI新生銀行はお客さまに、ご家族の皆さまの状況や、お客さまの財産内容、財産承継についてのお考えをお伺いし、公証役場に提出する遺言書の原案の作成をサポートします。

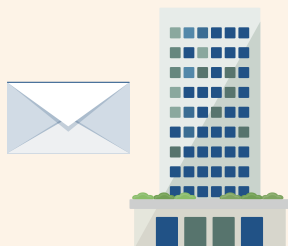
②お客さまによる遺言書の作成・約定書の調印



併營業務代理店 SBI新生銀行

お客さまに公証役場で公正証書遺言を作成いただきます。SBI新生銀行は、お客さまに遺言書を作成いただいた後、新生信託銀行に取り次ぎます。

③遺言書の保管・定期的なご確認



新生信託銀行

遺言書は新生信託銀行が保管し、保管期間中は毎年、財産状況や遺言内容に変更がないかどうか、お手紙にてお伺いいたします。遺言書の書換をご検討の際は、SBI新生銀行の担当者をご相談を承ります。

④遺言書の開示とご資産の調査、遺言執行



新生信託銀行

新生信託銀行はお預かりした遺言書をご相続人に開示のうえ、遺言書に基づき、遺言執行者に就任して、相続手続きを行います。

公正証書遺言の見本

本公証人は、遺言者●●●●の嘱託により、後記証人2名の立会いのもとに遺言者の口述を筆記してこの遺言を作成する。

遺言者は、遺言者の有する以下の財産(本遺言効力発生時の持分すべて)を、遺言者の妻●●●●(昭和●●年●月●日生、以下「●●」という。)に相続させる。なお、固定資産税等の未払金及び登記費用については、同人が負担するものとする。

<財産の表示>

(1) 土地

所在

地番

地目

地積

(2) 建物

所在

家屋番号

種類

構造

床面積

<財産の表示>

次の金融機関に有する預貯金債権、有価証券その他の金融資産及びその未収配当金等

①SBI新生銀行■■支店

②SBI証券

③●●銀行■■支店

④その他遺言者を取り引きのあるすべての国内金融機関

第6条 遺言者は、本遺言の財産に関する遺言執行者として、以下の者を指定する。

<遺言執行者>

東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー8階

新生信託銀行株式会社

(付言事項)

皆さまのおかげで幸せな一生を送れましたことを、心から感謝しています。相続手続きでみんなが困らないように、この遺言を作成しました。相続の配分に関しては、妻である●●がこれからの生活を考えたうえで決めました。これからもお母さんを支えてください。今後もみんなが、仲良く生活してくれることを願います。

遺言執行コース手数料

			当初の契約時手数料を抑えたプランです	支払い総額を抑えたプランです
商品名			プラン0	プラン70
契約時手数料*1			0円	770,000円
遺言執行 手数料	基本報酬		1,210,000円	330,000円
	財産比例 報酬*2	SBIグループ*3で お預かりしている 金融資産	相続財産評価額×0.11	相続財産評価額×0.11
		上記以外の 金融資産など	相続財産評価額×0.77	相続財産評価額×0.66
	不動産の法人遺贈がある場合		550,000円	550,000円
	報酬上限		6,600,000円	4,400,000円
	遺言信託変更手数料		55,000円	

(消費税込み)

*1 契約時手数料およびその消費税相当額は、ご契約を途中で解約された場合でもお返しいたしません。

*2 財産比例報酬は、遺言執行の対象となる金融資産等の相続税評価額のみに基づいて計算します(不動産は対象外)。

相続財産評価額は新生信託銀行所定の方法で算出いたします(借入金等の消極財産は控除いたしません)。

*3 SBIグループ(SBI新生銀行、SBI証券、新生信託銀行)でお預かりしている金融資産の範囲は次のとおりです。

SBI新生銀行でお預かりしている預金、およびSBI新生銀行が募集・販売・仲介した投資信託・国債・保険商品・金融商品等。新生信託銀行でお預かりしている預金・信託商品等。SBI証券でお預かりしている株式・債券・投資信託等の有価証券等。

新生信託銀行の遺言信託でお引き受けできる範囲は、以下のとおりです。

- 遺言執行の対象となる財産については、原則として金融資産・不動産を対象とし、かつ、遺言の内容に従って当社が執行できる範囲に限らせていただきます。
- 新生信託銀行は、財産に関する遺言書であっても、遺言執行者へ就任する前にすでに法的紛争が生じている等、遺言執行業務を遂行することが著しく困難であると認められる場合には、遺言執行者に就任しないことがあります。
- 税理士、司法書士等の業務については、相続人・受遺者より直接それぞれの専門家へご相談・ご依頼していただきます(別途お客さまの費用負担となります)。
- 遺言の内容等によっては、お引き受けできない場合もあります。
- 上記の各種手数料・報酬等については、消費税等の税率が変更された場合、税抜金額に変更後の消費税等相当額を加えた金額とさせていただきます。

費用合計の計算例

保有資産が3億円の場合

金融資産	SBIグループのお預かり	0円
	上記以外の金融資産	1億円
不動産*1		2億円

*1 財産比例報酬の計算にあたって、不動産は対象外となります。

	プラン0	プラン70
費用合計(①+②)	198万円	176万円
①契約時手数料	0円	77万円
②遺言執行報酬 (③+④)	198万円	99万円
	③基本報酬	121万円
	④財産比例報酬	77万円(1億円×0.77%)
		66万円(1億円×0.66%)

保有資産が5億円の場合

金融資産	SBIグループのお預かり	0円
	上記以外の金融資産	3億円
不動産*1		2億円

*1 財産比例報酬の計算にあたって、不動産は対象外となります。

	プラン0	プラン70
費用合計(①+②)	352万円	308万円
①契約時手数料	0円	77万円
②遺言執行報酬 (③+④)	352万円	231万円
	③基本報酬	121万円
	④財産比例報酬	231万円(3億円×0.77%)
		198万円(3億円×0.66%)

保有資産が15億円の場合

金融資産	SBIグループのお預かり	0円
	上記以外の金融資産	10億円
不動産*1		5億円

*1 財産比例報酬の計算にあたって、不動産は対象外となります。

	プラン0	プラン70
費用合計(①+②)	660万円	517万円
①契約時手数料	0円	77万円
②遺言執行報酬 (③+④)*2	660万円	440万円
	③基本報酬	121万円
	④財産比例報酬	770万円(10億円×0.77%)
		660万円(10億円×0.66%)

*2 ③と④の合計額が「報酬上限」(プラン0は660万円、プラン70は440万円)を上回っているため、報酬上限額が適用されます。

各種費用等

その他諸費用

以下の費用をはじめ遺言執行に必要となる実費はお客さまのご負担となります。

- 不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- 預貯金などの残高証明書の発行手数料
- 鑑定評価手数料
- 不動産売却手数料

※遺言執行とは別に、準確定申告、相続税申告などにかかる税理士報酬などが必要な場合があります。

ご参考：公証人手数料

※詳細については、公証役場にお問い合わせください。

公正証書遺言を作成する場合の手数は、相続人(受遺者)ごとに受け取る財産の価値(証書作成に着手したときの価額)によって計算し、それを合計します。

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円までごとに8,000円を加算

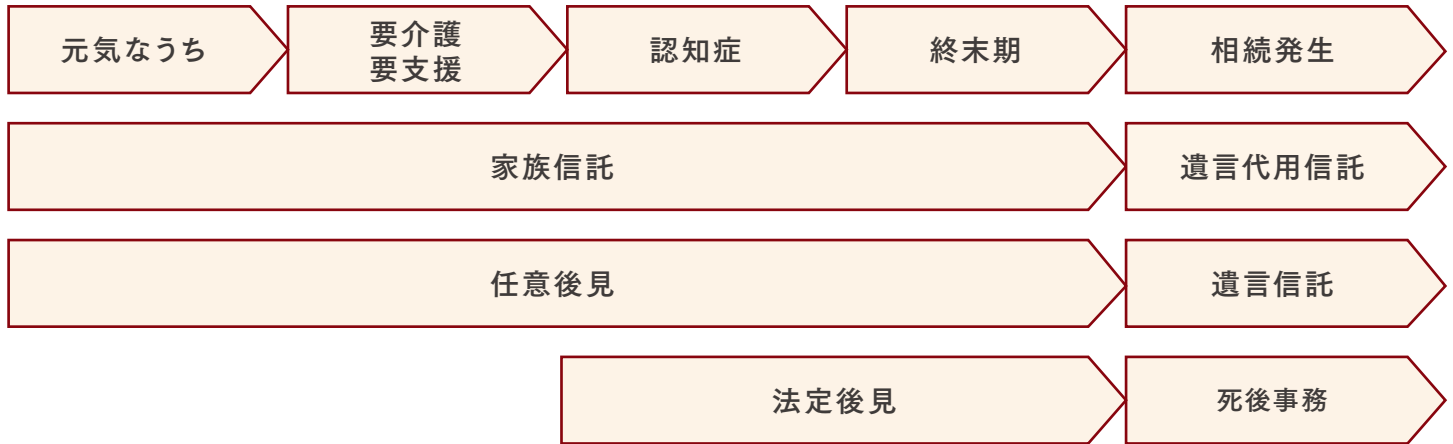
(2024年4月1日現在)
日本公証人連合会公証人手数料令第9条別表

- 遺言作成手数料：目的の価額の合計が1億円までの場合は、遺言書1通につき11,000円加算。
遺言の撤回は11,000円(目的の価額の手数料の半額が下回る時はその額)。
- 公正証書正本または謄本の交付手数料1枚につき250円。
- 出張による作成の場合、日当+病床執務手数料(手数料の1/2加算)+交通費(実費)が別途必要になります。

相続手続きは、財産の手続きだけではありません。

SBI新生銀行は、資産管理・資産承継のプロフェッショナルとして資産に関する総合的なご相談が可能です。お気軽にご相談ください。

ライフステージにおける必要な対策



死亡後の手続きの一般的な流れ

被相続人の死亡			
相続開始	死後事務(財産以外の事)		相続(財産の事)
7日	官公庁への諸届事務	それ以外の事務	
	死亡届 火葬許可申請	遺体の搬送 葬儀の手配	
14日	公的年金の受給停止 健康保険の資格喪失届 介護保険の資格喪失届	死亡保険金の請求	
1~2ヵ月		納骨の手配	戸籍等必要書類の収集 相続財産の調査
3ヵ月		公共料金等の解約	相続放棄の申述
4ヵ月			所得税の準確定申告
10ヵ月			遺産分割協議 相続税の申告
1年	葬祭費の請求 高額医療費の請求 各種遺族年金の受給	遺品整理 自動車の名義変更	金融資産の相続手続 不動産の名義変更



新生信託銀行

商号等: 新生信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第22号
加入協会: 日本証券業協会



株式会社SBI新生銀行 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第10号
加入協会: 日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会